



第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年四月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月二日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年四月三〇日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二七年五月一日)から施行する。

附 則 (令和五年二月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。